

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

家族カード特約改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、今後もお客さまにより安心してサービスをご利用いただくことを目的として、ビューカード会員規約の一部である家族カード特約を下記のとおり 2024 年 11 月 1 日に改定いたします。引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
第 1 条（適用範囲） 本特約は、「ビューカード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。）、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。）、「Suica に関する特約」（以下「Suica 特約」といいます。）、「定期券機能付き Suica に関する特約」（以下「Suica 定期券特約」といいます。）に関する特約であり、<u>Suica 特約及び Suica 定期券特約における「本カード」のうち、</u>会員規約第 4 条に定める家族カードに適用されます。また、これらと異なる条項については本特約が優先的に適用されます。	第 1 条（適用範囲） 本特約は、「ビューカード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。）、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。）、「Suica に関する特約」（以下「Suica 特約」といいます。）、「定期券機能付き Suica に関する特約」（以下「Suica 定期券特約」といいます。）に関する特約であり、会員規約第 4 条に定める家族カードに適用されます。また、これらと異なる条項については本特約が優先的に適用されます。

第 2 条（用語の定義） 本特約において、「利用者」とは、会員規約及び本特約により家族カードの発行を受けた方をいいます。 第 3 条（発行） 家族カードは、<u>東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が Suica の利用を認め、株式会社ビューカード（以下「ビューカード」といいます。）</u>が家族カードの入会申込みを認めた場合に、ビューカード所定の方法により発行します。 第 4 条（SF の払いもどし） <u>JR 東日本</u>は、Suica 特約第 9 条第 1 項又は Suica 定期券特約第 10 条第 1 項に基づき家族カードの SF 残額を払いもどす場合、次の各号によることとします。 （略）	第 2 条（用語の定義） 本特約において、「利用者」とは、会員規約及び本特約により家族カードの発行を受けた方をいいます。 第 3 条（発行） 家族カードは、株式会社ビューカード（以下「ビューカード」といいます。）が家族カードの入会申込みを認めた場合に、ビューカード所定の方法により発行します。 第 4 条（SF の払いもどし） <u>東日本旅客鉄道株式会社</u>は、Suica 特約第 9 条第 1 項又は Suica 定期券特約第 10 条第 1 項に基づき家族カードの SF 残額を払いもどす場合、次の各号によることとします。 （略）
---	---

以 上